

和歌山県農林水産関係試験場科学研究費補助金等取扱規程

和歌山県知事

平成21年2月3日 制定
平成21年9月1日 改正
平成22年4月1日 改正
平成24年4月1日 改正
平成30年12月12日 改正
平成31年3月26日 改正

(趣旨)

第1条 和歌山県農林水産関係試験場における科学研究費補助金及びその他の競争的資金等の公募型の研究資金（以下「補助金」という。）に係る経理事務については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）その他別に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「試験場等」とは、農業試験場、農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場、畜産試験場養鶏研究所、林業試験場及び水産試験場をいう。

- 2 この規程において「研究員等」とは、試験場等を利用して研究に携わる者をいう。
- 3 この規程において「配分機関」とは、補助金を配分する機関をいう。
- 4 この規程において「補助金の不正使用」とは、偽りその他不適切な手段により補助金を獲得する行為又は物品購入に係る架空請求、虚偽の旅費の請求、実態と異なる謝金の請求又は関係法令等に違反して、補助金を使用する行為をいう。

(最高管理責任者)

第3条 試験場等の全体を統括し、補助金の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を置き、農林水産政策局長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、補助金の不正使用の防止に係る役割を担うものとする。
- 3 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任をもって補助金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、補助金の運営・管理について各試験場等を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を置き、研究推進室長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 補助金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、試験場等の場長又は所長をもって充てる。また、コンプライアンス推進責任者を補佐する者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、試験場等の副場長又は副所長（以下「副場所長」という。）をもって充てる。

(補助金にかかる事務等)

第6条 試験場等は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」その他のルールに従い、研究代表者（他の研究機関から補助金の分担金の配分を受ける研究分担者を含む。）に代わり、補助金に係る事務等を行う。

(補助金の経理)

第7条 補助金の管理、執行に係る経理事務は、試験場等において行う。

2 統括管理責任者は、補助金の適正な執行を確保するため、補助金の経理事務を副場所長に行わせるものとする。

(補助金の管理等)

第8条 副場所長は、補助金の送付があったときは、県の別段口座へ入金し、研究課題ごとに管理する。ただし、研究代表者として専用の口座を設ける必要がある場合は、出納員名義で作成した金融機関の口座に預金するものとする。

2 副場所長は、研究代表者として補助金を受け入れたときは、県内の試験場等が実施する研究課題分については県の別段口座へ入金し、その他の機関の研究課題分については指定された口座へ入金するものとする。

(補助金の執行)

第9条 研究員等が、物品費、旅費、謝金その他の費目で補助金を使用するときは、別に定める和歌山県農林水産関係試験場科学研究費補助金経理事務取扱規程又はその他関係規程等により、経理事務を行う。

(帳簿)

第10条 副場所長は、補助金の出納管理に当たって、研究課題ごとに補助金収支簿等の帳票を備え、受払を明確にするものとする。

(収支計算書類の整理保存及び決算)

第11条 各試験場等においては、補助金の収支に関する証拠書類をその研究課題ごとに整理し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(関係者への意識向上)

第12条 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者と共に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を踏まえ、補助金の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行うとともに、補助金の不正使用を行わないこと等を盛り込んだ誓約書を提出させなければならない。当該構成員から誓約書の提出がない場合は、補助金の運営・管理に関わらせてはならない。

2 補助金の運営・管理に関わる全ての構成員は、前項のコンプライアンス教育を年1回以上受けるとともに、補助金の不正使用を行わないこと等を盛り込んだ誓約書を提出しなければならない。

(相談受付窓口)

第13条 補助金に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等についての相談窓口を研究推進室と定める。

(監査によるモニタリング)

- 第14条 補助金の適正な運営・管理を目的として、内部監査を実施する。
- 2 監査は、必要に応じて補助金の交付を受けていた研究課題について、研究費執行の証拠書類を確認する方法で行う。
- 3 前項の事務は、農林水産総務課総務班及び研究推進室で実施する。

(通報)

- 第15条 何人も、補助金の不正使用の疑いがあると思料するときは、通報を行うことができる。
- 2 前項の通報は、原則として実名により行い、補助金の不正使用を行ったとする研究員等の氏名、当該行為の態様、事案の内容等をできるだけ明示するものとする。ただし、当該通報をした者（第18条において「通報者」という。）は、その後の手続における氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 通報の手段は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれかによるものとする。
- 4 匿名による通報については、通報内容に応じ、実名による通報に準じた取扱いをすることができる。
- 5 報道又は学会その他の研究コミュニティにより不正が指摘された場合は、第1項の通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

(不正使用に関する通報受付窓口)

- 第16条 補助金の不正使用の防止及び不正使用が発生した場合における適切な対応のための通報受付窓口を研究推進室と定める。
- 2 通報受付窓口は、通報を受け付けた場合、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正使用に対する調査)

- 第17条 最高管理責任者は、前条第2項の規定により補助金の不正使用に関する通報を受け付けた旨の報告を受けたときは、通報を受け付けた日から30日以内に調査の要否を判断し、当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の調査を行う場合、その決定から30日以内に調査委員会を設置し、調査を実施するとともに、当該事案に係る配分機関にその旨を報告し、調査方法等について協議する。
- 3 調査委員会は、最高管理責任者が指名する試験場等の職員及び試験場等に属さない外部委員をもって構成する。ただし、全ての調査委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 委員長は、委員の互選により決定する。
- 5 調査委員会は、調査に当たり次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- (1) 通報者及び調査対象者等（以下この条において「関係者」という。）からの聴取
 - (2) 補助金の不正使用に関する資料等の調査
 - (3) その他調査に必要な事項
- 6 関係者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。
- 7 関係者は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。
- 8 第5項第2号の調査に当たって、他の方法による適切な入手が困難な場合又は隠滅が行われるおそれがある場合は、最高管理責任者は、調査対象者等の研究室等で調査事項に関連する場

所の一時封鎖又は関連する機器、資料等の保全のため必要な措置をとることができる。ただし、当該措置は、必要最小限の範囲及び期間にとどめなければならない。

9 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象者等に対して補助金の使用停止を命じることができる。

(認定)

第18条 調査委員会は、前条の調査に基づき審理を行い、調査開始後150日以内に不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不正使用に対する措置等)

第19条 最高管理責任者は、補助金の不正使用が認定された場合、当該認定者に対し、次に掲げる措置を採るものとする。

(1) 不正使用が認定された研究活動の停止

(2) 不正使用が認定された研究資金の使用中止

2 前項の認定者の処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに和歌山県の条例、規則等によるものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月26日から施行する。